第46 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

平成30年4月1日~平成31年3月31日

開催日時

令和元年6月19日(水曜日)午前10時 (受付開始 午前9時00分)

開催場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター 5階 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

ANSTANETE

目 次 第46期定時株主総会招集ご通知・・・・・・・ 2	2
添付書類	
事業報告······	ó
計算書類等2	1
監査報告書3	1
株主総会参考書類 議案及び参考事項······· 3!	5
第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の	

株式会社 アサンテ

証券コード:6073

証券コード:6073 令和元年5月31日

株主各位

東京都新宿区新宿一丁目33番15号

株式会社 アサンテ

取締役社長

宗 政

誠

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を、下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に 賛 否 を ご 表 示 の う え ご 返 送 い た だ く か、 当 社 の 指 定 す る 議 決 権 行 使 サ イ ト (https://evote.tr.mufg.jp/)において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、令和元年6月18日(火曜日)午後 5 時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 令和元年6月19日 (水曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時00分)
- 2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター 5階 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 会議の目的事項

報告事項 第46期(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日) 事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合には、最後に行なわれたものを 有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネットで重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使内容を有効とさせていただきます。
- (3) 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主 総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要 となりますのでご了承ください。

以上

- 1. 当日のご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参ください。
- 2. お土産をご用意しておりますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。
- 3. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の 当社ウェブサイト(https://www.asante.co.jp/) に掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

<議決権行使等についてのご案内>

議決権の行使には以下の方法がございます。



株主総会へ 出席する場合



議決権行使書用紙を 会場受付へ提出

株主総会開催日時

令和元年6月19日 (水曜日) 午前10時 (受付開始午前9時)



議決権行使書を 郵送する場合



各議案の賛否を 表示のうえ投函

(お早めにご投函ください)

行使期限

令和元年6月18日 (火曜日) 午後5時までに到着



インターネットによる 議決権行使の場合



5頁をご参照ください

行使期限

令和元年6月18日 (火曜日) 午後5時まで

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社 株式会社 I C J が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、5 頁に記載のインターネットによる議決権行使以外に当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する 議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能で す。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。



- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種 には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、**令和元年6月18日(火曜日)午後5時まで受け付け**いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合せください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコン、携帯電話による方法
 - ・議決権行使サイト**(https://evote.tr.mufg.jp/)** において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・株主様以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
 - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに 自動的に接続し、議決権行使を行なうことが可能です。(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
 - ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログイン | D | 「仮パスワード | の入力が必要になります。
 - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.(1)パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行なってください。 ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク) 電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00 通話料無料)

事業報告 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

■ 事業の経過及びその成果

① 事業の状況

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移し、個人消費に持ち直しの動きが見られました。

当社市場におきましては、既存住宅の流通、リフォーム市場の拡大に向けた住宅政策は一層推進され、既存住宅の長寿命化に対する認知度は高まりつつありますが、消費者の節約志向は依然として根強く、猛暑や台風などの影響もありました。

このような状況下において、当社は営業力の一層の向上を図るべく、優秀な人材の採用と 育成並びに最適な人材配置に注力するとともに、営業効率化に資する業務のシステム化に取 り組みました。

販促活動としては、「シロアリバスターズ®」をメインとしたCM、新聞折込、WEB広告を実施するとともに、サッカーチームとのスポンサーシップ契約を活用した新たな施策を実行することで、当社の認知度向上を図り、白蟻対策や地震対策の必要性を社会に訴求してまいりました。

以上の取り組みにより、売上高は前期比511百万円増加(3.7%増)の14,501百万円となりました。

売上原価は、労務費の減少はありましたが、売上増加に伴う材料費等の増加により、前期比44百万円増加(1.1%増)しました。その結果、売上総利益は同466百万円増加(4.7%増)の10,432百万円となり、売上総利益率は同0.7ポイント上昇して71.9%となりました。販売費及び一般管理費は、主に人件費の増加により、前期比312百万円増加(4.0%増)しました。

この結果、営業利益は前期比154百万円増加(7.2%増)の2,285百万円、営業利益率は同0.5ポイント上昇して15.8%となりました。経常利益は同158百万円増加(7.4%増)の2.314百万円、当期純利益は同104百万円増加(7.4%増)の1.515百万円となりました。

② 対処すべき課題

当社は、各部門の機能強化と意思決定の迅速化を図るために、令和2年3月期4月度より 組織体制を管理、営業、コンプライアンスの三本部制に移行しました。この新体制のもと、 業績の拡大及び企業価値の向上のために、以下の4項目を対処すべき課題として認識してお ります。

(i) コンプライアンス強化とお客様満足度の向上

当社における徹底したコンプライアンス体制と、それによる社会的な信用力の高さは、他社と差別化する大きな強みとなっております。そのため、コンプライアンス部門の機能を一層強化するとともに、継続的な社員教育を徹底してまいります。

(ii) 優秀な人材の確保と教育体制の強化

当社は、主要事業に携わる営業から施工、アフターメンテナンスに至る全業務を自社社員で行なっておりますので、人員の増加と教育によるスキルアップは、業績の拡大とサービス品質の向上のために必須となります。そのため、採用及び教育に携わる各部門の機能を一層強化し、積極的な採用活動の展開と研修・〇JT指導の充実に取り組んでまいります。

(iii) 業務の効率化と生産性の向上

当社の持続的な成長のためには、現在の高水準の利益率を維持することが必要となっております。そのため、営業・施工・管理における効率を一層向上する体制の整備と業務のシステム化、並びに営業企画、販促企画の展開に注力してまいります。

(iv) 営業対象先増加に資するエリア展開

当社は既存木造住宅を主要サービスの対象としておりますので、業績拡大のためにはその対象先を増加させることが重要となります。そのため、エリア展開の施策を一層推進することにより、新規エリア拡大の加速と既存エリアの更なる深耕に努めてまいります。

- ③ 設備投資の状況 該当事項はありません。
- ④ 資金調達の状況 該当事項はありません。

2 財産及び損益の状況

$\overline{\boxtimes}$	———— 分		期別	第43期 (平成28年3月期)	第44期 (平成29年3月期)	第45期 (平成30年3月期)	第46期 (当期) (平成31年3月期)
売	上	高	(百万円)	13,273	13,852	13,990	14,501
営	業利	益	(百万円)	2,332	1,682	2,131	2,285
経	常利	益	(百万円)	2,339	1,686	2,155	2,314
当	期純利	益	(百万円)	1,485	1,266	1,411	1,515
1 杉	株当たり当	期純	利益(円)	120.37	102.59	114.36	122.81
総	資	産	(百万円)	14,025	14,149	15,214	16,077
純	資	産	(百万円)	10,359	10,847	11,666	12,541
1 木	朱当たり 紅	資資	全額 (円)	839.36	878.95	945.29	1,016.16

⁽注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末現在の発行済株式数により それぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。

3 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況 該当事項はありません。
- ③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

4 主要な事業内容(平成31年3月31日現在)

当社は、木造家屋を対象とした「白蟻対策」、「湿気対策」、「地震対策」の各種施工を主力サービスとしております。また、その他のサービスとして、住宅リフォーム、ゴキブリ・ネズミ等の害虫・害獣防除等を行なっております。

5 主要な営業所及び工場(平成31年3月31日現在)

本		社	東京都新宿区	
			東北・福島支店(福島県郡山市)	6営業所
			新潟支店 (新潟県新潟市)	3営業所
			茨城支店(茨城県土浦市)	3営業所
			北関東支店(群馬県高崎市)	4営業所
			長野支店(長野県長野市)	2営業所
			東京支店(東京都新宿区)	5営業所
支		店	神奈川支店(神奈川県横浜市)	7営業所
営	業	所	千葉支店(千葉県千葉市)	6営業所
			静岡支店(静岡県静岡市)	9営業所
			愛知支店(愛知県名古屋市)	9営業所
			岐阜支店(岐阜県岐阜市)	5 営業所
			京都支店(京都府京都市)	1営業所
			奈良支店(奈良県奈良市)	1営業所
			和歌山支店(和歌山県和歌山市)	2営業所
エ		場	伊万里工場(佐賀県伊万里市)	
研	修 セ ン	9 –	三ヶ日総合研修センター (静岡県浜松市)	
11/1		_	猪苗代総合研修センター(福島県耶麻郡猪苗代町)	

6 従業員の状況(平成31年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,022名	18名減	37.7歳	8.8年

⁽注) 従業員数には、受入出向者 (3名)、嘱託 (31名) 及び契約社員 (52名) を含み、派遣出向者 (1名) は含まれておりません。

| 主要な借入先(平成31年3月31日現在)

					借入額
株式会	社 三	菱 U	F J	銀行	311百万円
静岡県信	用農	業協同	組合;	車 合 会	90百万円
株式会	社 商	工組合	中央	金庫	84百万円
株式	会 社	りそ	な	銀行	65百万円

8 その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(平成31年3月31日現在)

1 発行可能株式総数 42,000,000株

2 発行済株式の総数 12,341,900株

3 株 主 数 8,220名

4 大 株 主

株 主 名	持株数	持株比率
株式会社ムネマサ	3,750,000株	30.4%
宗 政 誠	856,425株	6.9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	525,300株	4.3%
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	458,900株	3.7%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	382,618株	3.1%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	379,900株	3.1%
渋 谷 健 一	361,000株	2.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	340,400株	2.8%
GOLDMAN, SACHS&CO. REG	338,600株	2.7%
アサンテ従業員持株会	291,575株	2.4%

⁽注) 持株比率は、自己株式(247株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等(平成31年3月31日現在)

	4744	×/.	$\chi \cup \mathbf{m}$	ربطا	K V) L (717	.	1 12000	十 5 7 1 5 1 日 多 1 上 7
	地		位			氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代	表取	締	役 社	長	宗	政		誠	
専	務	取	締	役	渋	谷	健	_	株式会社ヒューマン・グリーンサービス取締役
常	務	取	締	役	飯	柴	正	美	経営企画部長
取		締		役	西	Ш		敦	コンプライアンス本部長
取		締		役	宮	内		征	人材開発部長
取		締		役	中	尾	能	之	総務人事部長 株式会社ヒューマン・グリーンサービス監査役
取		締		役	内	\blacksquare	勝	巳	株式会社エー・ジー・ピー代表取締役社長
取		締		役	堂	垣戶	勺 重	晴	ディーブイエックス株式会社取締役 株式会社たち吉代表取締役専務
常	勤	監	査	役	犬	飼 E	1 喜	夫	
監		查		役	櫛	\blacksquare	泰	彦	櫛田泰彦法律事務所代表者(弁護士)
監		査		役	黒	澤	誠	_	黒澤公認会計士事務所代表者(公認会計士) 東邦チタニウム株式会社監査役

- (注) 1. 取締役内田勝巳、堂垣内重晴の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役犬飼由喜夫、櫛田泰彦、黒澤誠一の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 監査役犬飼由喜夫氏は、前職において経理関連業務における責任者の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 監査役黒澤誠一氏は、長年にわたり公認会計士としての勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 取締役内田勝巳、取締役堂垣内重晴、監査役犬飼由喜夫、監査役櫛田泰彦及び監査役黒澤誠一の5氏は、株式会社東京証券取引所に定める独立役員であります。
 - 6. 専務取締役渋谷健一氏は、平成31年3月31日をもって辞任により当社取締役並びに株式会社ヒューマン・ グリーンサービスの取締役をそれぞれ退任いたしました。
 - 7. 取締役内田勝巳氏は、平成30年6月22日に株式会社ホギメディカルの取締役を任期満了により退任いたしました。
 - 8. 平成31年4月1日付で次の通り取締役の異動がありました。

氏 名	新役職名	旧役職名
飯柴正美	常務取締役管理本部長兼経営企画部長	常務取締役経営企画部長
宮 内 征	常務取締役営業本部長	取締役人材開発部長

2 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く)及び監査役は、会社法第423条第1項に 定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は同法第425条 第1項に定める最低責任限度額としております。

国 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	8名	260,090千円
(うち社外取締役)	(2名)	(12,700千円)
監 査 役	3名	25,840千円
(うち社外監査役)	(3名)	(25,840千円)
合	11名	285,930千円
(うち社外役員)	(5名)	(38,540千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 第37期定時株主総会(平成22年6月25日開催)決議に基づく取締役の報酬限度額は、年額300,000千円 (ただし、使用人分給与は含まない)であります。
 - 3. 第37期定時株主総会(平成22年6月25日開催)決議に基づく監査役の報酬限度額は、年額50,000千円であります。なお、監査役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬である月例報酬のみとしております。
 - 4. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金30,642千円が含まれております。

4 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

氏 名 (地位)	他 の 法 人 等 と の 関 係
内 田 勝 巳 (社外取締役)	株式会社エー・ジー・ピーの代表取締役社長でありますが、当社と同社に重要な取引その他の関係はありません。
堂 垣 内 重 晴 (社外取締役)	ディーブイエックス株式会社の取締役でありますが、当社と同社に重要な取引その他の関係はありません。 株式会社たち吉の代表取締役専務でありますが、当社と同社に重要な取引その他の関係はありません。
犬 飼 由 喜 夫 (社外監査役)	該当事項はありません。
櫛 田 泰 彦 (社外監査役)	櫛田泰彦法律事務所の代表者でありますが、当社と同事務所に重要な取引その他の関係はありません。
黒 澤 誠 一 (社外監査役)	黒澤公認会計士事務所の代表者でありますが、当社と同事務所に重要な取引 その他の関係はありません。 東邦チタニウム株式会社の監査役でありますが、当社と同社に重要な取引そ の他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名 (地位)	 出席状況 	主 な 活 動 状 況
内 田 勝 巳 (社外取締役)	取締役会 19回中19回	企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見から経営全般にわたって適宜発言を行なっております。また、取締役、監査役の指名並びに取締役の報酬等に関する決定プロセスの客観性及び透明性の確保等を目的として設置している指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。このほかに、経営会議、支店長会議、並びに代表取締役社長、監査役との意見交換会に出席し、適宜発言を行なっております。
堂 垣 内 重 晴 (社外取締役)	取締役会 19回中19回	企業経営に関する豊富な経験と営業面における幅広い知見から経営全般にわたって適宜発言を行なっております。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。このほかに、経営会議、支店長会議、並びに代表取締役社長、監査役との意見交換会に出席し、適宜発言を行なっております。
犬 飼 由 喜 夫 (社外監査役)	取締役会 19回中19回 監査役会 15回中15回	取締役会では、事業会社における豊富な経験・見地から適宜発言を行なっております。 監査役会では、監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、監査方針等に関して意見交換をしております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。 このほかに、経営会議、支店長会議並びに代表取締役社長、取締役等との意見交換会等に出席し、適宜発言を行なっております。
櫛 田 泰 彦 (社外監査役)	取締役会 19回中19回 監査役会 15回中15回	取締役会では、主に弁護士として専門的見地からの発言を行なっております。 また、監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換をしております。 このほかに、代表取締役社長、取締役等との意見交換会等に出席し、適宜発言を行なっております。
黒 澤 誠 一 (社外監査役)	取締役会 19回中19回 監査役会 15回中15回	取締役会では、主に公認会計士として培った豊富な経験・見地から適宜発言を行なっております。また、監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換をしております。このほかに、代表取締役社長、取締役等との意見交換会等に出席し、適宜発言を行なっております。

5. 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称 E Y 新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日付でEY新日本有限責任監査法人に名称変更しております。

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に

21,000千円

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額

(注) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、会計監査人の監査計画、監査の実施 状況及び報酬の見積りの算出根拠等を精査した結果、当該報酬は妥当であると判断したため、会計監査人 の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の目的とする場合には、会計 監査人による監査の品質、監査の効率性、監査実績、独立性、監査の実施体制及び監査能力 等を総合的に判断のうえ、監査役の全員の同意によって行ないます。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議し、その後平成31年3月13日開催の取締役会において下記のとおり変更いたしました。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 法令等の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス担当取締役を任命し、コンプライアンスの維持・強化を図る。その徹底を図るため、コンプライアンス本部は全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査する。また、法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、コンプライアンス本部、顧問弁護士事務所及び顧問社会保険労務士事務所に通報窓口を設置・運営し、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行なわないものとする。
 - (ii) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役を通じて、その内容・対処案を取締役会及び監査役または監査役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (i) 取締役の職務の執行に係る文書の保存及び管理に関する事項は、文書管理規程に従う ものとし、監査役が求めたときは、担当取締役もしくは所管部門長は、いつでも文書の 閲覧及び謄写に供するものとする。
 - (ii) 情報システムを安全に利用及び活用するため、適切な維持管理・運用を行なう。
 - (iii) 万一情報システムに関連して問題が生じた場合には、システム部は速やかに、その内容・対処案を取締役会に報告する。
 - (iv) 内部監査室は、情報システムの管理状況について監査を実施するものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) リスク管理規程に基づき、リスク管理担当取締役を任命し、適切なリスク対応を図る。そのため、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、その下に、経営企画部を核として、事務局を設置し、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応を行なう。
 - (ii) 各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行なうものとし、事務局へ定期 的にリスク管理状況を報告し、連携を図るものとする。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - (i) 経営計画のマネジメントについては、経営方針を機軸に毎年策定される年度事業計画 及び中期経営計画に基づき、各部門において目標達成のために活動することとする。ま た、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか等、経営に係わる重要事項について の情報共有を行なうため、取締役及び常勤監査役並びに組織上の重要ポストに位置する 管理職で構成する経営会議を月1回以上の頻度で開催する。
 - (ii) 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程及び職務権限規程に基づき権限の委譲が行なわれ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行するとともに、稟議制度による意思決定プロセスの簡素化により、意思決定の迅速化を図る。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため の体制

総務人事部を子会社管理の担当部門とし、関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行なうとともに、子会社においてもコンプライアンス規程に定める事項が適切に運営されるよう指導・監督するものとし、内部通報制度を適用するものとする。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は、総務人事部及び内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性 の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の 指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒は監査役会の意 見を尊重した上で行なうものとする。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生また

は発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会

が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告するものとし、報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行なわないものとする。

(9) 監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還の手続きに応じるものとする。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制 内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る とともに、監査役は経営会議ほか重要な会議に出席することができるものとする。
- (11) 財務報告に係る内部統制に関する整備状況 財務報告に係る内部統制の構築については、経理部を担当部門とし、財務報告の適 正性を確保するため、全社的な管理、運用体制の構築を図る。
- (12) 反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況
 - (i) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。そのため、反社会的勢力対応マニュアルに基づき、会社全体として組織的に対応を行なうものとする。
 - (ii) コンプライアンス本部を反社会的勢力対応の担当部門とし、各部門間の報告・連絡 体制を確立するとともに、各関係機関(警察、特防連等)との連携体制を構築し、反社 会的勢力の排除に努める。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社は、コンプライアンス担当取締役を任命のうえ、全ての役員、従業員を対象に年 1回以上のコンプライアンス研修を実施しております。また、内部通報窓口や従業員と の面談等を通じて、コンプライアンスに関する問題の実態把握に努め、継続的な改善を 図るとともに、問題点の内容及びその対処案を速やかに取締役会及び監査役会に報告し ております。なお、通報者等に対して不利益な取扱いは行なっておりません。さらに、 内部監査室は、社内規程の遵守状況やコンプライアンスの状況を監査し、内部監査の結果を取締役社長に報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の資料、議事録その他職務の執行に係る文書は、セキュリティが確保された場所で適正に保管しており、監査役が求めた時はいつでも文書の閲覧及び謄写に応じております。また、システム部では情報システムの適切な維持管理及び運用に努めるとともに、問題があれば速やかに対処案等を取締役会に報告しております。さらに、内部監査室は、情報システムの管理状況を監査し、その結果を取締役社長に報告しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理担当取締役を任命し、事務局を設置のうえ毎月各部門はリスク管理の状況を報告しております。また、リスク問題が顕在化した際には、速やかにリスク管理委員会を招集のうえリスク対応を協議し、その内容や対応策を取締役会に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、各部門が取締役会で決議された年度事業計画及び中期経営計画に基づいて目標達成のために業務活動を行なっており、経営会議を月1回以上開催して、経営に関わる重要情報の共有を図っております。また、各部門の業務内容や必要性に応じて、適正に職務権限を委譲するとともに、稟議制度を整備し意思決定のプロセスやルールを可視化・明確化することで、継続的な改善を図り意思決定の迅速化を図っております。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、社内規程に基づき子会社の各議事録や規程類の整備など必要な管理を行なっております。また、子会社に対してもコンプライアンス研修を実施するなど、必要な指導・監督を行ない、継続的な改善を図るとともに、内部通報制度等の周知徹底に努めております。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に 関する体制

当社は、総務人事部及び内部監査室に監査役を補助すべき担当者を設置のうえ、その担当者が、それぞれ監査役の命令に従って業務を遂行しております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役等は、補助使用人が監査役から受けた命令に相反するような指揮命令は行なっておりません。

- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 監査役または監査役会は、年2回の監査役会による本社部門長面談や重要書類の閲覧 等で報告を受ける体制となっております。また、取締役及び使用人等がこの報告によって解雇その他不利益な取扱いを受けるようなことは行なっておりません。
- (9) 監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行に要した費用については、費用の多寡にかかわらず、速やかに償還しております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

当社は、内部監査室を監査役室に隣接して配置し、日頃より緊密な連携や監査業務の補助が行なえる体制を築いております。また、常勤監査役は、経営会議ほか重要な会議に出席し、監査役会は、取締役社長及び社外取締役等との間で積極的な意見交換を行なっております。

(11) 財務報告に係る内部統制に関する整備状況

当社は、担当取締役が取締役会において財務報告に係る内部統制の計画及びスケジュールを報告のうえ、経理部が全社的な方針や手続きを社内に示し、適正な管理及び運用体制を構築しております。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況

当社は、社内規程に基づき取引先を対象とした反社会性判断を実施し、各部門間で緊密な報告・連絡体制を構築のうえ、組織的に反社会的勢力とは一切の関係を遮断しております。さらに、各地域の警察署訪問や特殊暴力防止対策連合会等への加入を通じて、各関係機関との連携体制の構築、反社会的勢力の排除に努めております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨てております。 また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

計算書類等

貸借対照表 (平成31年3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	10,506,171
現金及び預金	8,265,788
売掛金	1,879,102
製品	69,327
原材料及び貯蔵品	154,948
前払費用	127,580
その他	10,553
貸倒引当金	△1,128
固定資産	5,570,992
有形固定資産	4,589,975
建物	1,517,549
構築物	60,083
機械及び装置	11,927
工具、器具及び備品	42,215
土地	2,952,605
リース資産	5,594
無形固定資産	23,437
ソフトウエア	8,203
その他	15,234
投資その他の資産	957,578
投資有価証券	105,562
関係会社株式	20,534
従業員に対する長期貸付金	175
破産更生債権等	6,840
長期前払費用	78,845
前払年金費用	19,263
繰延税金資産	387,949
その他	388,317
貸倒引当金	△49,907
資産合計	16,077,163

	(単位:千円)
科目	金額
(負債の部)	
流動負債	2,492,520
買掛金	288,297
短期借入金	70,000
1年内返済予定の長期借入金	254,877
リース債務	4,300
未払金	504,970
未払費用	306,118
未払法人税等	456,460
未払消費税等	95,034
前受金	3,924
預り金	229,328
賞与引当金	279,210
固定負債	1,043,565
長期借入金	398,653
リース債務	1,676
役員退職慰労引当金	544,672
資産除去債務	88,425
その他	10,138
負債合計	3,536,086
(純資産の部)	
株主資本	12,540,340
資本金	1,156,410
資本剰余金	856,410
資本準備金	856,410
利益剰余金	10,527,998
利益準備金	40,590
その他利益剰余金	10,487,408
別途積立金	1,880,000
繰越利益剰余金	8,607,408
自己株式	△477
評価・換算差額等	736
その他有価証券評価差額金	736
純資産合計	12,541,077
負債及び純資産合計	16,077,163

損益計算書(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位:千円)

科目	金	額
売上高		14,501,203
売上原価		4,068,884
売上総利益		10,432,318
販売費及び一般管理費		8,146,831
営業利益		2,285,486
営業外収益		
受取利息及び配当金	497	
有価証券利息	304	
その他	50,518	51,320
営業外費用		
支払利息	6,070	
その他	16,362	22,432
経常利益		2,314,374
特別損失		
減損損失	18,379	18,379
税引前当期純利益		2,295,995
法人税、住民税及び事業税	794,068	
法人税等調整額	△13,793	780,275
当期純利益		1,515,720

株主資本等変動計算書(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位:千円)

			株		È	資	本		
		資本乗	制余金		利益	剰 余 金			
	資 本 金		咨太利仝仝		その他利	益剰余金	·利益剰余金	自己株式	株主資本
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金 	別途積立金	繰越利益 剰 余 金			合計
平成30年4月1日残高	1,156,410	856,410	856,410	40,590	1,880,000	7,733,455	9,654,045	△326	11,666,538
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△641,767	△641,767		△641,767
当期純利益						1,515,720	1,515,720		1,515,720
自己株式の取得								△151	△151
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	_	_	_	_	_	873,952	873,952	△151	873,801
平成31年3月31日残高	1,156,410	856,410	856,410	40,590	1,880,000	8,607,408	10,527,998	△477	12,540,340

	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
平成30年4月1日残高	_	11,666,538
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△641,767
当期純利益		1,515,720
自己株式の取得		△151
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	736	736
事業年度中の変動額合計	736	874,538
平成31年3月31日残高	736	12,541,077

個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法によっております。
 - ② その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法により処理して おります(評価差額は全部純資産直入法により処 理)。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準

及び評価方法………時価法によっております。

なお、デリバティブ取引のうち特例処理の要件を満 たしている場合には特例処理によっております。

- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 製 品……・移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿 価切り下げの方法)によっております。
 - ② 原 材 料……・移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿 価切り下げの方法)によっております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産

(リース資産を除く)………定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5~65年 構築物 10~30年

監査報告書

② 無形固定資産

(リース資産を除く)………定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を 耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金…………期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備える ため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒 懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性

窓心質性等的足の質性については個別に固なられた。 を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞 与 引 当 金……………従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当 事業年度末までの期間に帰属させる方法について は、期間定額基準によっております。

なお、数理計算上の差異については、その発生時の 翌事業年度から1年で費用処理することとしており ます。

④ 役員退職慰労引当金…………役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しております。

- (6) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (7) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」(前事業年度 142,262千円)は、当事業年度においては、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」387.949千円に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
 - ① 担保提供資産

	種	類	期 末 帳 簿 価 額
建		物	243,000千円
土		地	2,142,167千円
	Ē	†	2,385,167千円

② 上記に対応する債務

		内			容								月	残		
1 年	内 返	済 予	定	の	長	期	借	入	金							165,250千円
長	期		借			入			金							245,000千円
			計													410,250千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,448,783千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

		内				期 末	
短	期	金	銭	債	権		636千円
短	期	金	銭	債	務		9,492千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

	内				期末残高
営	業	取	引	高	71,636千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

12,341,900株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

247株

- (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月20日 定時株主総会	普通株式	308,542千円	25円	平成30年3月31日	平成30年6月21日
平成30年11月2日取締役会	普通株式	333,224千円	27円	平成30年9月30日	平成30年12月3日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和元年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	333,224千円	27円	平成31年3月31日	令和元年6月20日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

166,778千円
85,494千円
31,246千円
30,333千円
27,075千円
20,406千円
13,133千円
12,340千円
12,045千円
4,546千円
403,400千円
△9,227千円
△6,223千円
△15,451千円
387,949千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調 達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

投資有価証券は主に債券であり、四半期ごとに時価の把握を行なっております。

借入金の使途は運転資金であり、流動性リスクを抑制するため、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

また、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内規に従い、実需の範囲で行なうこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注) 2.を参照ください。)。

	貸借対照表計上額	時 価	差額
(1) 現金及び預金	8,265,788千円	8,265,788千円	一千円
(2) 売掛金	1,879,102千円	1,879,102千円	一千円
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	105,562千円	105,762千円	200千円
(4) 長期借入金 (*1)	(653,530千円)	(654,195千円)	665千円
(5) デリバティブ取引	一千円	一千円	一千円

- (*1) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んだ金額で表示しております。
- (*2) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

- (注) 1.金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項
 - (1) 現金及び預金、(2) 売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (3) 投資有価証券 債券は取引金融機関から提示された価格によっており、株式方式のゴルフ会員権については取引相場価格に よっております。
 - (4) 長期借入金 長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引 いて算出する方法によっております。
 - (5) デリバティブ取引 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(3)参照) 2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式 (子会社株式)	20,534千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

- 8. 1株当たり情報に関する注記
 - 1株当たり純資産額

1株当たり当期純利益

1,016円16銭 122円81銭

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和元年5月16日

明典

(ED)

株式会社 アサンテ 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士業務執行社員

公認会計士 戸田 仁志 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アサンテの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正 妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係 る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと 認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第46期事業年度の 取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本 監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況 及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執 行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細 書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また 当該内部統制システムの構築及び運用については、継続的な改善が図られており、 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について も、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月16日

株式会社アサンテ 監査役会 常勤監査役(社外監査役) 犬飼由喜夫 邸 監 査 役(社外監査役) 櫛田 泰彦 邸 監 査 役(社外監査役) 黒澤 誠一 邸

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、株主の皆さまに対する利益還元を最優先に考え、安定的な配当の維持を基本として、企業体質の強化及び内部留保の充実等を総合的に勘案することを配当政策の基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき27円といたしたいと存じます。なお、中間配当金27円を加えた年間配当金は、1株につき54円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金27円 総額333,224,631円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 令和元年6月20日

第2号議案

取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員(7名)は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
	再任 まさ まこと	昭和48年9月 三洋消毒株式会社(現株式会社アサンテ)設立代表取締役社長(現任)	856,425株
1	宗 政 誠 (昭和18年9月26日生)	【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社創業者として、長年にわたり当社をけん引しのトップ企業へと成長させてまいりました。その豊富な経見識は当社の持続的な成長と企業価値向上を実現するため判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	験に基づく高い
2	再任 ・いい しば まさ み 飯 柴 正 美 (昭和25年12月24日生)	昭和48年4月株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行 平成14年9月当社入社経営企画室長 平成14年11月当社取締役経営企画室長 平成16年11月株式会社伊万里製作所取締役 平成17年11月当社常務取締役経営企画室長 平成20年4月当社常務取締役経営企画部長 平成21年4月当社常務取締役経営企画部長 平成21年4月当社常務取締役経営企画部長 平成31年4月当社常務取締役経営企画部長 平成31年4月当社常務取締役経営企画部長 平成31年4月	30,100株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、金融機関在籍時における豊富な経験に加え、当社役として経営企画をはじめ管理部門全体を統括し、企業経な知見を有しております。これらの経験や能力を経営に活が当社の持続的な成長と企業価値向上に資すると判断し、引補者といたしました。	営に関する高度 いすことにより、

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	再任 ^{みや うち} ぜい 宮 内 征 (昭和46年3月11日生)	平成 6 年 3 月 当社入社 平成 14年 4 月 当社営業統括本部課長 平成 20年 9 月 当社 H A 事業部次長 平成 22年 4 月 当社 H A 事業部長 平成 25年 6 月 当社取締役 H A 事業部長 平成 27年 2 月 当社取締役営業本部長 平成 27年 4 月 当社取締役営業本部長 平成 27年 4 月 当社取締役営業本部長 平成 28年 2 月 当社取締役人材開発部長 平成 31年 4 月 当社常務取締役営業本部長(現任) 【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり営業分野の業務に従事し、当社事業 度な知見を有しております。現在は営業本部長として営業 しており、これらの経験や能力を経営に活かすことにより	部門全体を統括 、当社の持続的
		な成長と企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役 ました。	(快伸有といたし
4	再任 にし やま あつし 西 山 敦	平成15年4月 当社入社 平成16年5月 当社経営企画室室長代理 平成17年3月 当社経営企画室次長 平成17年9月 当社営業本部長兼HA事業部長 平成19年4月 当社総務部長 平成19年6月 株式会社ヒューマン・グリーンサービス監査役 平成25年6月 当社取締役総務部長 平成28年2月 当社取締役人事部長 平成29年1月 当社取締役コンプライアンス本部長(現任)	5,000株
	(昭和38年 4 月16日生)	【取締役候補者とした理由】 同氏は、経営企画、営業、総務、人事など幅広い分野で要経営に関する見識を有しております。現在はコンプライアて法令遵守態勢の強化を担っており、これらの経験や能力ことにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に資する続き取締役候補者といたしました。	ンス本部長とし を経営に活かす

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	再任 なか ぉ よし ゆき 中 尾 能 之	昭和61年4月株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行 銀行)入行 平成27年10月当社入社経理部長 平成28年2月当社総務部長 平成28年5月株式会社ヒューマン・グリーンサービス監査役(現任) 平成29年1月当社総務人事部長 平成29年6月当社取締役総務人事部長(現任)	1,000株
J	(昭和37年10月31日生)	【取締役候補者とした理由】 同氏は、金融機関在籍時における豊富な経験に加え、当社 部門の要職を務め、企業経営に関する見識を有しておりま 人事部長として組織体制の整備を推進しており、これらの 営に活かすことにより、当社の持続的な成長と企業価値向 断し、引き続き取締役候補者といたしました。	す。現在は総務 経験や能力を経
6	再任 うち だ かつ み 内 田 勝 巳	昭和43年4月 東京証券取引所(現株式会社東京証券取引所)入所 昭和52年12月 小泉グループ株式会社入社 昭和55年12月 コンピューターサービス株式会社(現SCSK株式会社)監査役 昭和59年3月 株式会社モスフードサービス取締役 昭和61年10月 株式会社エー・ジー・ピー設立 代表取締役共長(現任) 平成6年6月 株式会社ホギメディカル監査役 平成19年6月 同社取締役 平成26年6月 当社取締役(現任)	-
	(昭和19年2月26日生) 社外 独立役員	(重要な兼職の状況) 株式会社エー・ジー・ピー代表取締役社長 【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、企業経営に関して豊富な経験と専門的な知識を有の取締役会においても適切な助言、監督を行なっておりま業経営全般にわたる高度な知見は、当社の持続的な成長にート・ガバナンスの強化に資すると判断し、引き続き社外いたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任終結の時をもって5年であります。	す。こうした企 向けたコーポレ 取締役候補者と

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	再任 どう がき ない しげ はる 堂 垣 内 重 晴 (昭和24年5月11日生) 社外 独立役員	昭和48年4月株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行 平成15年5月同行退職 平成15年5月 株式会社テクノ菱和入社 平成15年6月同社取締役 平成19年1月同社常務取締役営業本部長 平成26年4月同社専務取締役営業本部長 平成27年6月当社取締役(現任) 平成27年6月 岩社取締役(現任) 平成27年6月 ボイーブイエックス株式会社取締役(現任) 平成27年6月株式会社たち吉代表取締役専務(現任) (重要な兼職の状況) ディーブイエックス株式会社取締役株式会社たち吉代表取締役専務 【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、企業経営並びに営業に関して豊富な経験・知識を社の取締役会においても適切な助言、監督を行なっており企業経営全般にわたる高度な知見は、当社の持続的な成長レート・ガバナンスの強化に資すると判断し、引き続き社といたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在会終結の時をもって4年であります。	ます。こうした に向けたコーポ 外取締役候補者

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 内田勝巳氏及び堂垣内重晴氏は、社外取締役候補者であります。 なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、両氏は当社が 定める社外役員の独立性判断基準(44ページ)を満たしております。
 - 3. 当社は内田勝巳氏及び堂垣内重晴氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。また、両氏が取締役に再任された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案

監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役全員(3名)は任期満了となりますので、監査役3 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	再任	昭和50年4月清水建設株式会社入社 平成15年12月 同社建築事業本部工務部長 平成19年4月 同社関東支店副支店長 平成23年6月当社常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) なし 【社外監査役候補者とした理由】 同氏は、事業会社における豊富な経験と高い見識を有して立場から当社の監査を行なっていただくとともに、経営全な助言をいただけるものと判断し、引き続き社外監査役候した。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、をもって8年であります。	般にわたる有益 補者といたしま
2	再任 まで やす ひを 櫛 田 泰 彦 (昭和21年2月13日生)社外 独立役員	昭和52年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 昭和58年4月 櫛田泰彦法律事務所開設(現任) 平成14年4月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 櫛田泰彦法律事務所代表者 【社外監査役候補者とした理由】 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、富な経験と高度な知見を有しており、法務の専門家としてから当社の監査を行なっていただくとともに、コーポレーの一層の強化に向けた有益な助言がいただけるものと判断外監査役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外監任期間は、本総会終結の時をもって17年2ヵ月であります。	の客観的な立場 ト・ガバナンス し、引き続き社 査役としての在

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	再任	昭和46年10月 監査法人東京第一公認会計士事務所入所昭和58年1月 新光監査法人社員平成元年2月中央新光監査法人代表社員平成19年8月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)代表社員平成22年6月 同監査法人退所平成22年6月 株式会社アイロムホールディングス(現株式会社アイロムグループ)監査役平成22年6月 黒澤公認会計士事務所代表者(現任)平成23年6月 連社監査役(現任)平成27年6月 東邦チタニウム株式会社監査役(現任)(重要な兼職の状況)黒澤公認会計士事務所代表者東邦チタニウム株式会社監査役	_
		【社外監査役候補者とした理由】 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、 ての豊富な経験と高度な専門知識に加え、他社の監査役の ります。こうした経験や知見をより実効性のある監査に活 るものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしまし の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時を ります。	経験も有してお かしていただけ た。なお、同氏

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 犬飼由喜夫氏、櫛田泰彦氏及び黒澤誠一氏は、社外監査役候補者であります。 なお、各監査役候補者は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立社員としての要件を満たしており、独立社員と して同取引所に届け出ております。また、3氏は当社が定める社外役員の独立性判断基準(44ページ)を満たして おります。
 - 3. 当社は各監査役候補者との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。また、3氏が監査役に再任された場合、当社は3氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
なが さき たけ ひこ 長 崎 武 彦 (昭和18年5月31日生)	昭和44年1月 監査法人東京第一公認会計士事務所入所 平成元年5月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法 人)代表社員 平成21年6月 同監査法人退所 平成21年6月 三愛石油株式会社監査役(現任) 平成21年7月 公認会計士長崎武彦事務所代表者(現任) 平成28年10月 第一生命保険株式会社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 三愛石油株式会社監査役 公認会計士長崎武彦事務所代表者 第一生命保険株式会社監査役	_

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 長崎武彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。 なお、長崎武彦氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同氏が社外監 査役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 - 3. 長崎武彦氏は公認会計士としての企業会計等に関する専門的知見と豊富な経験を有しており、当社の監査に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
 - 4. 当社と社外監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。長崎武彦氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

第5号議案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成31年3月31日をもって辞任により取締役を退任いたしました渋谷健一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名		略	歴
bis e th	一 平成 3 年11月	当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 当社取締役辞任	

以上

ご参考

社外役員の独立性判断基準

当社は、当社における社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定め、いずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断します。

- (1) 当社もしくは子会社の業務執行者
- (2) 当社直近事業年度の年間売上高の2%を超える取引先の業務執行者
- (3) 当社への売上高が、直近事業年度の年間売上高の2%を超える取引先の業務執行者
- (4) 当社から年間10百万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者)
- (5) 直近事業年度に係る事業報告において、当社の主要な借入先として記載されている借 入先の業務執行者
- (6) 過去10年間において、上記(1) から(5) のいずれかに該当していた者
- (7) 上記 (1) から (5) のいずれかに掲げる者 (ただし、重要な者に限る) の二親等以内 の親族
- (8) 当社の大株主(直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者)またはその業務執行者
- (9) 当社から年間10百万円を超える寄附を受けている者(ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者)
- (10) 独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

〈メーモー欄〉

	〈メ	Ŧ	闌〉	
-				

株主総会会場ご案内図

会

場:東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター5階

住友不動産新宿グランドタワー内



交通のご案内:

東京メトロ丸ノ内線

都営地下鉄大江戸線

西新宿駅 1番出口

徒歩3分

都庁前駅 A5出口

徒歩10分

株式会社 アサンテ





見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを 採用しています。